確認事項書（その３）

**⑤過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

**水道法施行規則 第 36 条**

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

**□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要**

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれかの経験の有無 | 直近工事年度 | 資格（合格証書）の有無 | 保有している資格等 |
|---|---|---|---|---|
| | □経験あり<br>（　　年～　　年）<br>□経験なし | | □有<br>□無 | □配管技能士（職業能力開発促進法）<br>□配管技能者（給水工事技術振興財団）<br>□その他（　　） |
| | □経験あり<br>（　　年～　　年）<br>□経験なし | | □有<br>□無 | □配管技能士（職業能力開発促進法）<br>□配管技能者（給水工事技術振興財団）<br>□その他（　　） |
| | □経験あり<br>（　　年～　　年）<br>□経験なし | | □有<br>□無 | □配管技能士（職業能力開発促進法）<br>□配管技能者（給水工事技術振興財団）<br>□その他（　　） |
| 上記内容の公表について | | | | |
| □公表不可 | | | | |

※保有している資格については、資格証の写しを添付してください。

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

① 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する<u>配管技能士</u>

② 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の<u>配管科の課程修了者</u>

③ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する技能検定合格などに基づく<u>配管技能者</u>等

（<u>配管技能者</u>、配管技能者<u>講習会修了者</u>、配管技能<u>検定会合格者</u>）

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。